

平成21年度第3回地域密着型サービス運営委員会議事録（意見具申書）

◆ 主な意見

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局 田 中 会 長	開会 あいさつ
事 務 局	<p>議 事</p> <p>議事「(1)－①平成21年度第2次地域密着型サービス事業者募集に係る応募状況について、(1)－②事業者の選定について」資料1から資料5までに基づき説明</p>
田 中 会 長	何か質問、意見はあるか。
田 中 会 長	今回、2圏域に2つのグループホームを新たに設置するという方針で募集をしたところ、9事業者から応募があった。その中から2事業者を選定したわけだが、今回選に漏れた事業者が、次の機会に今回と同じ予定地で、事業計画等を練り直して、再度応募することは可能か。
事 務 局	グループホームが未整備となっている圏域で、募集の際に課している条件を満たしていれば可能。
田 中 会 長	応募事業者数が募集数を上回ったので、事業者間で競争をさせて、より理想的な事業者を選定したということか。
事 務 局	そのとおり。
尾 崎 委 員	「すみれ」と応募者Aは同じ圏域で総合点にあまり差はないが、総合点で事業者を選んだのか。また、募集圏域であっても、総合点の低い応募者は、今回事業者として選定しなかったということか。
事 務 局	事業者選定の考え方としては、総合点が上位の応募者を選ぶ。また、1圏域1事業者の選定となるため、同じ圏域に複数の応募者があった場合には、その中で総合点が一番上位の事業者を選定することになる。
尾 崎 委 員	他の圏域で、総合点が高い応募者が選定されなかった理由は。
事 務 局	今回は、2圏域2事業者の募集であったため、選から漏れた。
田 中 会 長	他に何か質問、意見はあるか。（質問等なし。） それでは、事務局案を了承したいがいかがか。
各 委 員	一同了承。

報告事項

事務局

報告事項「(2)－①法人の経営権移譲に伴うグループホームの指定について」資料6に基づき報告

田中会長

何か質問、意見はあるか。

千保委員

移譲された先が関連会社ということだが、関連会社ということはその親会社があると思う。経営が行き詰まっている場合は親会社も同様であると思うのだが、親会社はどういった会社なのか。

事務局

親会社は水戸市内の医療法人。また、従前に経営していた「ウェルフェアシステム」の本来の事業は不動産関係。今回、「ウェルフェアシステム」が行っていた介護事業関係はすべて「トゥルーケアステージ」に集約したとのことである。

千保委員

「トゥルーケアステージ」の大株主がその医療法人なのか。

事務局

資本関係までは確認していないが、医療法人の役員と「トゥルーケアステージ」の役員で同一人が多い。

田中会長

経営権の移譲に関して、その経営権を売却するなどの行為が生じているのか。

事務局

行政としては、移譲そのものに関与することが難しいため、把握はしていない。

田中会長

市としては、利用者に対しての処遇が今までと同様に行われ、レベルが下がることがないように監視していくということか。

事務局

そのとおり。

田中会長

他に何か質問、意見はあるか。(質問等なし。)

事務局

報告事項「(2)－②夜間対応型訪問介護事業所の休止について」資料7に基づき報告

田中会長

何か質問、意見はあるか。

田中会長

夜間対応型訪問介護の事業者が、今回「きろろ」が休止することで、市内1か所になる。

事務局

夜間対応型訪問介護事業所は、50万人都市の場合で、市内に2か所程度が一般的。事業者を増やしたとしても、現状では、同様な結果になってしまうおそれがある。今後の状況をみて、事業者を募集するか否かを判断したい。なお、国が目安として示した数値は、人口20～30万で1か所、もしくは、利用者200～300人で1か所である。

井澤委員

「きろろ」が休止するという事は、需要と供給のバランスがうまくいっていないということではないのか。同事業の「はりがや」の状況は。

事務局	「はりがや」も利用者数は伸び悩んでいる。「はりがや」は、主体が社会 社法人で、他の事業も運営しているため、法人全体で夜間対応型訪問介護 事業を支えている。単独では厳しいと思われる。
井澤委員	需要がないということか。「きろろ」の休止後の対応は。再開するのか。 廃止するのか。
事務局	事業者からは、休止期間中に通常の訪問介護の利用者の状況を見て、今 後の方針を市に報告したいという旨の連絡を受けている。
井澤委員	今後、再開と廃止の双方があり得るとということか。
事務局	そのとおり。
井澤委員	現在の状況では、「はりがや」1か所で対応できるということか。
事務局	そのとおり。
田中会長	夜間対応型訪問介護というサービス自体の需要がないのか。
事務局	通報による随時訪問サービスの利用者が、見込みより少なかったとのこ とである。定期巡回サービスだけでは採算がとれない。制度上、緊急時の 通報による随時訪問サービスの利用者がいないと収益を上げるのが難しい。
田中会長	定期訪問より随時訪問の報酬が高いということか。
事務局	そのとおり。また、介護保険は利用限度額が介護度に応じて決まってい るため、既に他のサービスを使っていて、限度額に近い人は、夜間対応型 訪問介護が入る余地がないという場合もある。
高橋委員	自立の人もサービスを受けられるのか。
事務局	自費で使うことは可能。
高橋委員	ニーズがあっても、そのサービスの存在や内容を知らない人が大勢いる のではないか。周知が足りないということがあるのでは。
小林(美)委員	ケアマネージャーとしても利用者に制度の周知をしている。夜間対応型 訪問介護は、契約をして端末機器の配布を受けると、事業者の訪問を受け なくても支払いが生じる。また、随時訪問サービスは何時利用するか判ら ない。そのため、他のサービスと併用している場合に、利用限度額を超過 してしまうおそれがある。利用者がいないわけではないが、限度額超過に よる利用者の金銭的負担を考えると、プランに組み込んでいくことが難し い。そのため、24時間対応の訪問介護事業所を利用した定期巡回型のサー ビスを計画することになる。
高橋委員	独居高齢者の安否確認型のサービスは、使い方によって非常に有効なも のになる。
田中会長	プランニングや利用の仕方が難しいのですね。
小林(美)委員	金銭が絡んでくる部分で難しい。制度が活かされていない。

宇山委員 事務局	他県の状況は。特に本市で利用者が少ないのか。 ある程度の人口や利用者がいないと成り立たないサービスのため、全国でもなかなか難しい状況である。名古屋市ではうまくいっていると聞いているが、本市のような50万都市ではまだ厳しい部分がある。
千保委員 事務局	利用者は独居が多いのか。 多様である。必ずしも単身という訳ではない。
小林（豊）委員 事務局	様々な意見が出ているが、この場で提案したことが、今後活かされるのか。 制度が認知されていないという問題については、市として周知していかなければならないと認識している。
千保委員	休止せざるを得ない事業者が出てくる現実があるが、良い制度なので、利用し易くなるよう改善すべきである。
高橋委員	緊急利用などで限度額を超えた場合は、その分を翌月分から差し引くなどの流動的な方法があればよい。
千保委員	年度で限度額を決めた上で、月間の利用額の増減を認めてほしいなどの意見や、現制度が利用しづらいなどの苦情等が出てくれば、制度も変わるのではないか。
田中会長	現場の問題としての疑問等を述べて、まずそれを市の制度に反映させることから国の制度改正へと繋がる。現場の状況や意見をフィードバックすることが重要。
小林（美）委員 尾崎委員	現場が発信しないと国は動かない。 夜間対応型訪問介護事業は、夜間の緊急の呼び出しにすぐに対応できる体制が必要だが、事業者側からすれば、いつ利用があるか判らない夜間の介護従事者を雇用することは、収益面からも人員面からも難しいと聞いている。
高橋委員	事業を開始する時点で、事業者が体制を作っておくべき。それが、事業者の責任であると考え。営利企業ならば、採算が合わないという理由で休止をしても許されるが、社会福祉法人として事業を行う場合は、採算がとれないから休止という訳にはいかない。事前に事業として採算がとれるか否かを考え、3年程度で収支を合わせられるような事業にしていかななくてはならない。
小林（豊）委員	やはり周知が足りない。制度ばかりではなく、料金や具体的なサービス内容を周知することも必要である。
千保委員	通報による随時訪問での介護とは、例えばどういう状況が想定されるのか。救急車を呼ぶことと随時訪問では何か相違が見られるのか。

小林（美）委員 随時訪問は、利用者が不安な状態になったことでの通報が多い。救急車を呼ぶほどのことではなく、「ベッドから落ちて動けない」とか「失禁した」などの例があると事業者から聞いている。

田中会長 他に何か質問、意見はあるか。（質問等なし。）

その他

田中会長 委員から何かあるか。（質問等なし。）

事務局から何かあるか。

事務局 委員任期満了のお礼

田中会長 あいさつ

閉会

以上